

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H30.4末現在)

地域	市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	
佐久	小諸市	生活環境課 生活環境係	○-有	○-条例	小諸市環境条例 小諸市環境条例施行規則	対象行為:敷地面積が500㎡を超える太陽光発電設備の設置 対象地域:市長が指定する開発規制地区 着手の30日前までに届出が必要	○	○					○届出制	○-要	×-不要	○-要	
		生活環境課 生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	小諸市事業用太陽光発電設備 設置に係るガイドライン	対象行為:50kW以上の出力を有する太陽光発電設備の設置 対象地域:市内全域 事業者へ対し、地域住民への説明方法、設置を避けるべき地域や配慮すべき事項などを示したものの						○	×届出不要	○-要	×-不要	×-不要	
	佐久市	建設部公園緑地課	○-有	○-条例	佐久市自然環境保全条例	自然保護地区内または環境保全地区内において500㎡を超える太陽光発電設備を設置する場合。 地元等への事前協議、及び市へ事前協議書の提出、また別途定める許可・指導基準に基づく計画内容の審査等を行う。	○	○				○	◎許可制	○-要	×-不要	○-要	
		建設部都市計画課	○-有	△-要綱、要領	佐久市開発指導要綱	山林、原野以外の地目の土地に、1,000㎡以上の太陽光発電設備を設置する場合であって、土地の区画形質の変更を伴う場合。 事前協議1か月前に標識による住民周知、また事前協定書による市への協議、事業着手届等各種届出。			○		○		○届出制	○-要	○-要	×-不要	
	小海町	総務課企画係	○-有	○-条例	小海町自然保護条例	土地に自立し設置する太陽光発電施設で、10kw以上の出力を有するものである場合(面積は加味しない)。	○						○届出制	○-要	○-要	×-不要	
	佐久穂町	住民税務課生活環境係	○-有	○-条例	佐久穂町環境保全条例施行規則	環境法令:佐久穂町環境保全条例 太陽光発電設備(土地に自立して設置するものに限る。)の設置、回収又は増設が500㎡以上。別途定める許可・保全基準により対応する。	○	○				○	◎許可制	○-要	○-要	○-要	
	川上村		×-無														
	南牧村	産業建設課	○-有	○-条例	南牧村美しいむらづくり条例 南牧村うつくしいむらづくり条例 施行規則	建築及び開発に係る行為全般 関係法令:同左(審査南牧村開発審議会)	○	○					○届出制	×-不要	○-要	×-不要	
	南相木村		×-無														
	北相木村		×-無														
	軽井沢町	環境課自然環境係	○-有	○-条例	・軽井沢町の自然保護のための 土地利用行為の手続等に関する 条例	土地に自立して設置する太陽光発電施設について、左記条例の「工作物の新築」に該当し、手続きが必要となる。また、設置に当たっては、軽井沢町の自然保護対策要綱で設置基準を定めている。	○	○				○	○届出制	○-要	○-要	×-不要	
	御代田町	企画財政課企画係	○-有	○-条例	御代田町環境保全条例施行規則	関係法令:御代田町環境保全条例 1,000㎡以上の土地へ、土地に自立する太陽光発電設備を設置しようとする場合は、事前の届出が必要。	○	○					◎許可制	○-要	×-不要	×-不要	
		建設水道課都市計画係	○-有	○-条例	御代田町風致地区内における建 築等の規制に関する条例	風致地区内において、土地に自立する太陽光発電設備は工作物とみなし、設置しようとする場合は許可が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	
	立科町	企画課企画振興係	○-有	○-条例	立科町開発基本条例	開発面積が1,000㎡を超える開発行為(土地の造成、別荘地の分譲、土地の開墾、その他土地の区画、形質の変更、土石の採取及びその他工作物の新築、増築又は改築等の行為)うち太陽光発電施設はその他工作物に該当。着手の1か月前までに届出が必要。 開発審議会において内容を審議し、開発基本協定を締結する。	○						○届出制	○-要	○-要	○-要	

## 太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H30.4末現在)

地域	市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結
上田	上田市	都市建設部都市計画課	○-有	○-条例	上田市開発事業の規制に関する条例及び条例施行規則	土地に自立する太陽光発電設備で開発面積は1,000m <sup>2</sup> 以上かつ太陽光発電出力が50kW以上の場合には指導要綱に基づき開発行為の届出を行うものとする。	○	○					○届出制	○-要	○-要	○-要
		都市建設部都市計画課	○-有	○-条例	上田市景観条例	・開発面積が3,000m <sup>2</sup> を超える開発事業について、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他土地の形質の変化及び木竹の伐採に該当する場合は届出を義務付け。 ・同一敷地若しくは、一段の土地や水面に設置されるものであって、太陽電池モジュールの面積が500m <sup>2</sup> を超えるものは、行為着手の30日前までに行為届出書の提出を義務付け。 ・太陽電池モジュールの面積が、合計で1,000m <sup>2</sup> を超えるものは、大規模特定行為として行為届出の30日前(行為着手60日前)までに事前協議書の提出を義務付け。 ※(Q8補足)住民への事前説明等を行った場合は経過を記録した図書を添付図書として提出を義務付け。	○	○					○届出制	×-不要	○-要	×-不要
		都市計画課 調査計画担当	○-有	☆-ガイドライン	太陽光発電施設の適正導入ガイドライン	出力50kW以上の事業用の太陽光発電施設を対象(建築物へ設置するものを除く)とし、下記内容をガイドラインとして策定 ・「立地を避けるべきエリア」、「立地に慎重な検討が必要なエリア」の明示 ・「適正な導入のために遵守すべき事項」の明示 ・地域との合意形成 ・「太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」に基づく届出 ・設置後の適切な維持管理 ・事業終了時の適正な撤去・廃止						○	○届出制	○-要	○-要	○-要
		都市建設部都市計画課	○-有	△-要綱、要領	上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	土地に自立する太陽光発電施設で、開発面積が1,000m <sup>2</sup> 以上かつ、太陽光発電出力が50kW以上の場合、届出が必要。 届出の40日前までに事前協議書による市への協議また標識による住民周知を行い、標識の設置後速やかに住民説明会を実施。			○					○届出制	○-要	○-要
	東御市	生活環境課環境対策係	○-有	○-条例	東御市環境をよくする条例	太陽光発電等で出力10kW以上のもの。但し、一般住宅(店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。)の屋根及びその敷地内に設置するもの以外を対象とした届出の義務化。(H26.10.1施行)	○	○					○届出制	○-要	×-不要	○-要
	長和町	町民福祉課生活環境係	○-有	○-条例	長和町自然環境保全条例施行規則	高さ8メートル又は延べ面積400平方メートルを超える建築物 ただし、法令の規定により許可を受けて行う行為(自然公園法(昭和32年法律第161号)、森林法(昭和26年法律第249号)、河川法(昭和39年法律第167号)、採石法(昭和25年法律第291号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)等の規定による許可又は届出をして行う行為)については、届出を要しない。	○	○					○届出制	○-要	×-不要	×-不要
	青木村	総務企画課 企画財政係	○-有	△-要綱、要領	青木村太陽光発電設備設置事業指導要綱	敷地面積・発電出力を問わず、土地に自立して設置する全ての太陽光発電設備を対象。 ・事前協議及び標識による住民周知、住民説明会の開催及び同意取り付け、村への開発行為の届出の義務化。 ・協定書の締結による完成後の維持管理及び撤去廃止時の責任の明確化等。			○				◎許可制	○-要	○-要	○-要



太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H30.4末現在)

地域	市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結
	富士見町	総務課企画統計係	○-有	○-条例	富士見町環境保全条例	2,000㎡以上の用地で行う開発行為は許可申請が必要。環境保全審議会の開催。2,000㎡未満の場合該当なし。	○	○					◎許可制	○-要	○-要	×-不要
		総務課企画統計係	○-有	☆-ガイドライン	富士見町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン	太陽光発電設備(10kw以上)、その他発電施設。ガイドラインに沿った計画書の提出。一般住宅敷地内等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外。						○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要
	原村	建設水道課 環境係	○-有	☆-ガイドライン	原村再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備については10kw以上の発電設備が対象。</li> <li>原村環境保全条例に基づき、一定規模以上の土地利用を行う場合には、開発行為許可申請が必要。</li> <li>3,000㎡以上の土地利用を行う場合には、事前協議が必要。</li> <li>ガイドラインに基づく届出には、住民説明会の議事録添付が必須。</li> <li>住民説明会の対象範囲は、設備を設置する土地の中心から半径400m以内の土地の権利者及び住民(事業所等を含む)とする。</li> <li>設置高は、接地面から2.5m以下とする。</li> <li>太陽光発電設備については地上設置型が対象</li> </ul>						○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要
		建設水道課 環境係	○-有	○-条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>原村環境保全条例</li> <li>同施行規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3,000㎡以上の土地利用を行う場合には、事前協議が必要。</li> <li>宅地等開発地域内では、1,000㎡以上の土地への再生可能エネルギー発電設備の設置は、開発行為に該当し許可申請が必要。</li> <li>保健休養地内では、500㎡以上の土地への再生可能エネルギー発電設備の設置は、開発行為に該当し許可申請が必要。</li> <li>太陽光発電設備については地上設置型が対象</li> </ul>	○	○					◎許可制	○-要	○-要	×-不要

## 太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H30.4末現在)

地域	市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結		
上伊那	伊那市	生活環境課 自然エネルギー推進係	○-有	☆-ガイドライン	伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	太陽光は発電出力20kW以上、その他の再生可能エネルギーは10kW以上の設備を設置する場合の計画書等の提出や地元説明会状況調査の提出を求めている。							○	○届出制	○-要	○-要	×-不要	
		都市整備課計画係	○-有	○-条例	伊那市景観条例	太陽光パネル設置に伴い、下記の行為が生じる場合には行為着手の30日前までに届出を要する。 ・築造面積1,000㎡を超える工作物、又は高さ10m(景観形成重点地区は5m)を超える工作物の設置 ・土地の形質の変更(土地の面積が1,000㎡(景観形成重点地区は300㎡)を超えるもの、又は生じる法面・擁壁の高さが2mを超えるもの)	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要		
	駒ヶ根市	環境課環境保全係	○-有	○-条例	駒ヶ根市景観条例	設置面積500㎡を超える地上設置型太陽光発電設備が対象	○							○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
		環境課環境保全係	○-有	☆-ガイドライン	地上への太陽光発電設備設置に関するガイドライン	太陽光発電設備の設置における必要な手続きや、地元説明会の要点を解説							○	×届出不要	○-要	×-不要	×-不要	
	辰野町	住民税務課生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドライン	発電施設容量が10kW以上の新設、増設、改修が対象。事業者は建設計画書、説明会実施状況調査書(太陽光は50kW以上)、設置届、廃止届を町に提出する。							○	○届出制	○-要	○-要	×-不要	
	箕輪町	生活環境課生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	発電施設容量が10kW以上の建設が対象、町への計画・着工・完了に関する届出、住民(住民、地権者、関係区)に説明会の実施に努めなければならない。								○	○届出制	○-要	○-要	×-不要
		建設課 建設管理係	○-有	○-条例	箕輪町景観条例	高さ15mを超えるもの又はパネル面積の合計が100㎡を超えるもの又は発電容量10kWを超えるもの	○							◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	
	飯島町	住民税務課生活環境係	○-有	○-条例	飯島町地域自然エネルギー基本条例、飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則	関係法令:飯島町地域自然エネルギー基本条例 事業者が行う手続の明確化。発電施設の容量が10kW以上の新設・増設、大規模な改修を行う場合を対象。(太陽光・小水力・風力・バイオマス・その他自然エネルギーによる発電施設) ①事業者は、事業計画が明らかになった時点で、発電施設設置計画書に必要書類を添付して、町へ提出する。 ②事業者は事前に当該地域(発電施設からの距離100m、風力発電は600m以内)を含む区、自治会及び隣接の区、自治会の住民等に対し、十分な事業説明を行う。 ③事業説明会で出た意見を議事録とし、区及び自治会との協議結果を、発電施設等の設置計画同意書(区、自治会長の同意書)に添付して、町に届ける。 ④町で、許可証を交付する。→許可。工事着手。農地の場合は、農地転用・農振除外等の手続きを経ってから工事着手。 ⑤工事終了後、事業者は環境の保全に関する協定の締結を町と行う。→関係法令:飯島町さわやか環境保全条例	○	○						◎許可制	○-要	○-要	○-要	
	南箕輪村	住民環境課生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	南箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	10kW以上の再生可能エネルギー施設建設等をする場合、村への計画・着工・完了に関する届出、住民等への説明会の実施に努めなければならない。								○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要
		建設水道課建設工事係	○-有	★-その他(規定、基準等)	南箕輪村景観計画	太陽光発電設備等のパネルの面積の合計が100㎡を超える場合						○		○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
	中川村	建設水道課 建設係	○-有	○-条例	中川村美しい村づくり条例	最大総出力100kWを超えるもの	○							○届出制	×-不要	○-要	×-不要	
		住民税務課 生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	中川村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	最大総出力10kWを超えるもの								○	○届出制	○-要	○-要	×-不要
宮田村	みらい創造課	○-有	☆-ガイドライン	再生可能エネルギー発電施設建設ガイドライン	発電施設の容量が10キロワット以上の新設、増設、改修(以下「建設等」という。)を対象とする。太陽光発電施設、小水力発電施設、風力発電施設、その他再生可能エネルギー発電施設								○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	



## 太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H30.4末現在)

地域	市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結
南信州	飯田市	地域計画課 開発指導係	○-有	○-条例	飯田市土地利用調整条例	関係法令:なし 太陽電池モジュール設置面積が500㎡を超えるもの、太陽電池モジュール高さが10mを超えるもの、行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは届出を要し、行為に対する基準である特定開発事業等の基準への適合を求める。 基準に適合しない場合は、指導・勧告・公表を行う。 届出の一部は該当地域の地域協議会の長へ通知し、地域協議会の長は地域土地利用計画の推進の見地から意見を述べるができるほか、必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請するよう市長に申し出ることができる。それを受けて市長は必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 勧告・公表にあたっては、あらかじめ該当地域の地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く(公表は審議会のみ)。	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
		地域計画課 開発指導係	○-有	○-条例	飯田市景観条例	関係法令:景観法 太陽電池モジュール設置面積が500㎡を超えるもの、太陽電池モジュール高さが10mを超えるもの、行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは届出を要し、行為に対する基準である景観育成基準への適合を求める。 基準に適合しない場合は、指導・勧告・公表・変更命令等を行う。 届出の一部は該当地域の地域協議会の長へ通知し、地域協議会の長は地域景観計画の推進の見地から意見を述べるができるほか、必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請するよう市長に申し出ることができる。それを受けて市長は必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 勧告・公表・変更命令等にあたっては、あらかじめ該当地域の地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く(公表は審議会のみ)。	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
		地域計画課 開発指導係	○-有	△-要綱、要領	太陽光発電設備を設置する場合の届出等取扱い要領	関係法令:景観法、飯田市景観条例、飯田市土地利用調整条例 土地に自立して設置する太陽光発電設備について、「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」に該当し、これらの規定による届出が必要とする行為として取扱うものとする。			○				○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
		環境課環境保全係	○-有	○-条例	飯田市環境保全条例	条例に基づき、3か所の自然環境保全地区を指定。指定地区内の山林または原野を一定規模以上開発する場合は、当該行為開始30日前までに届け出が必要。 ・大平地区 ・竜西地区(山本、三穂、川路を中心とする地区) ・竜東地区(龍江、上久壑、千代を中心とする地区)	○	○						○届出制	×-不要	×-不要
南	松川町	環境水道課環境係	○-有	★-その他(規定、基準等)	松川町自然エネルギー利用推進方針	町、町民等、自然エネルギー事業者は基本理念に沿って自然エネルギー利用を推進する。						○	×届出不要	×-不要	×-不要	×-不要
		まちづくり政策課まちづくり推進係	○-有	○-条例	松川町土地利用の届出等に関する条例	太陽光発電設備について土地の形質の変更該当し、面積が500㎡を超えるものは着手60日前までに届け出が必要。	○	○					○届出制	○-要	×-不要	×-不要
		環境水道課環境係	○-有	☆-ガイドライン	松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	10kW以上の太陽光発電、その他の再生可能エネルギー発電設備の設置等を行う事業者が配慮及び調整する事項並びに遵守する事項を定める。事業者には計画書等や住民等説明会実施状況調査書の提出を求める。						○	○届出制	○-要	○-要	×-不要
南	高森町	建設課庶務係	○-有	○-条例	高森町土地利用の届出等に関する条例	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更:土地の面積が500㎡を超えるもの。土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更:土地の面積が500㎡を超えるもの。木竹の伐採:行為の面積が1,000㎡を超えるもの。水面の埋立て又は干拓:行為の面積が1,000㎡を超えるもの	○						○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
		建設課庶務係	○-有	○-条例	高森町景観条例	一般地域:高さ10mを超えるもの又は太陽電池モジュールの築造面積が500㎡を超えるもの。重点地域:高さ8mを超えるもの又は太陽電池モジュールの築造面積が10㎡を超えるもの	○						○届出制	×-不要	○-要	×-不要
		上市田区	○-有	★-その他(規定、基準等)	上市田景観形成住民協定	区内の土地を転用又は開発する場合は、事前に区長に届け出をし、指導を受けるものとする					○		○届出制	×-不要		
		牛牧区	○-有	★-その他(規定、基準等)	牛牧景観形成住民協定	牛牧区内に所有する農地、山林、原野、採草放牧地を転用したり、売買する場合は、計画を事前に区に届ける					○			○届出制	×-不要	

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H30.4末現在)

地域	市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	
信州	阿南町		×-無														
	阿智村	地域経営課環境政策係	○-有	○-条例	阿智村自然環境保全条例	村長が保全地区を指定した場合、保全地区内において次の行為を行う場合は、行為を開始する日前30日までに届出必要。 (1)建築物その他の工作物の新築、改築または増築 (2)宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更 (3)木竹の伐採 (4)土石類の採取 (5)その他前各号に準ずる行為	○						○届出制	×-不要	×-不要	○-要	
		地域経営課環境政策係	○-有	△-要綱、要領	阿智村開発行為等指導要綱	上記条例により指定されているかいないかにかかわらず、村内において開発行為を行う場合は、当該行為着手日の30日前までに届出が必要。 (開発行為の種類と規模→別紙要綱のとおり)			○					○届出制	×-不要	×-不要	○-要
	平谷村		×-無														
	根羽村	総務課	○-有	○-条例	根羽村自然環境保全条例	宅地等開発 1,000平方メートル以上の造成及びその土地の形質変更を行う行為で、一棟の延べ床面積が400平方メートル以上又は高さ10メートル以上の建築物の建設	○	○						◎許可制	○-要	○-要	○-要
	下條村	振興課、建設係	○-有	○-条例	下條村自然環境保全条例	関係法令:自然環境保全条例 ・1000㎡以上の土地の区画形質を変更するときは、あらかじめ村長にその旨を届け出なければならない。 ・村長は必要に応じ、環境保全審議会の意見を聞くことが出来、必要と認めるときは、計画変更・廃止を指導または勧告することができる。	○							○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	売木村	産業課	○-有	○-条例	売木村開発基本条例 売木村開発基本条例施行規則	関係法令 無 以下の事業者に対し、届出及び村との開発基本協定の締結を求める。	○	○						◎許可制	×-不要	×-不要	○-要
		産業課	○-有	○-条例	売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例 売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例施行規則	(1) 太陽光発電を行う事業者(再生可能エネルギー設備の設置及び管理等に要する敷地面積の合計が建物の屋根部分を除いて50平方メートル以上であるものに限る。) (2) 50キロワット以上の定格出力をもつ発電目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者 (3) 50キロワット以上の定格出力をもつ熱利用目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者 (4) 土砂災害警戒区域その他の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると村長が別に定める区域に再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者	○	○						◎許可制	○-要	×-不要	×-不要
	天龍村		×-無														
	泰阜村		×-無														
	喬木村		×-無														
	豊丘村	環境課 環境係	○-有	○-条例	豊丘村の自然環境と開発行為との調和に関する条例	事業区域の面積が300㎡を超える事業に適用する。 住民説明会、届出書の提出等を経て、村長が審査を行い、必要に応じて環境保全審議会に諮問する。	○	○						○届出制	○-要	○-要	×-不要
	大鹿村	総務課 企画財政係	○-有	○-条例	大鹿村美しい村づくり条例 大鹿村美しい村づくり条例施行規則	関係法令:なし 土地の形質の変更で、面積が1000㎡以上の場合は届出	○	○						○届出制	×-不要	×-不要	×-不要







太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H30.4末現在)

地域	市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	
長野	長野市	都市計画課	○-有	○-条例	長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内で建築等の行為を行う場合には、風致地区の規制に関する許可が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	
		まちづくり推進課	○-有	○-条例	長野市の景観を守り育てる条例	1,000㎡を超える建築物・工作物を建設する又は3,000㎡を超える土地の形質の変更を行う場合は、工事着手の30日前までに届出が必要。	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
		環境政策課	○-有	○-条例	長野市自然環境保全条例	保全地域内において、建築等の行為をする場合は許可が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	
		環境政策課	○-有	☆-ガイドライン	長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	土地に自立して設置する50kW以上の太陽光発電施設を設置しようとする場合は、隣接住民等に対する説明会等を実施し、工事を着手する日の30日前までに届出書を提出する。 ※「災害防止・森林機能保全」に係るエリアでは届出対象が20kW以上							○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要
	須崎市	生活環境課環境政策係	○-有	★-その他(規定、基準等)	開発行為等調整委員会内部規定	【政策推進課】メガソーラー(1,000kw以上)の場合は開発行為等調書の提出が必要。開発行為等調整委員会で協議。 【まちづくり課】景観法に基づく事前届出は、須崎市景観計画に定める「一般地域(面積1,000㎡)」、「景観育成重点地区(300㎡)」を超えた場合に必要。 【農業委員会】農地の場合には農地法の規定による農地転用許可申請が必要。					○		○届出制	×-不要	○-要	×-不要	
	千曲市	建設課建築監理係	○-有	△-要綱、要領		千曲市宅地開発等指導要綱	1000㎡以上の宅地開発等をおこなう場合、当該計画を市長に協議しなければならない。							○届出制	○-要	○-要	○-要
		都市計画課計画係	○-有	○-条例		千曲市美しいまちづくり景観条例	関係法令:景観法 【景観形成重点地区(姨捨地区)】 太陽光発電施設の建設等で、築造面積20㎡を超えるものは届出が必要。 【その他地区】 太陽光発電施設の建設等で、築造面積1,000㎡を超えるものは届出が必要。	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	坂城町	住民環境課環境保全係	○-有	○-条例		坂城町生活環境保全条例施行規則	1,000㎡以上の土地の開墾その他土地の形質の変更を行う場合	○	○					○届出制	○-要	○-要	×-不要
	小布施町	建設水道課都市計画係	○-有	○-条例		小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例	景観計画区域における行為の届出(全域)・事前協議(景観形成重点地区)が必要。	○	○					○届出制	×-不要	○-要	×-不要
	高山村	総務課企画財政係	○-有	○-条例		高山村開発行為の調整に関する条例	1000㎡以上の土地の区画若しくは形質の変更又は建築物等を建設する行為	○	○					◎許可制	×-不要	○-要	×-不要
		総務課企画財政係	○-有	○-条例		高山村景観条例	太陽電池モジュールの合計面積が500㎡を超えた場合に届出	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要
	信濃町	総務課まちづくり企画係	○-有	△-要綱、要領		信濃町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱	施行区域の面積が1,000㎡以上を越える場合、別途定める指導基準により対応						○	○届出制	○-要	○-要	○-要
		総務課まちづくり企画係	○-有	△-要綱、要領		太陽光発電施設設置実施要領	定格出力が20kw以上または、400㎡以上の土地に自立して設置する場合。 事前協議及び指導基準により対応する。						○	○届出制	○-要	○-要	×-不要
	飯綱町	住民環境課生活環境係	○-有	○-条例		飯綱町自然環境保全条例施行規則	関係法令:自然環境保全条例。1,500平方メートル以上の造成及びその土地の形質変更を行う行為、建築物1棟の延べ床面積が400㎡以上、建築物等の高さ10m以上の建設、及び定格出力が10キロワット以上の発電設備及びその付属設備の設置の場合。 地域住民組織からの意見聴取。自然環境保全協定の締結。許可申請の30日以上前に開発行為に関する計画を協議	○	○					◎許可制	○-要	○-要	○-要
	小川村	住民福祉課住民係	○-有	△-要綱、要領		小川村太陽光発電施設の設置に関する指導要綱	定格出力が20キロワット以上又は開発行為等の面積が400平方メートル以上の施設							○届出制	○-要	○-要	×-不要

## 太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H30.4末現在)

地域	市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結
北信	中野市	環境課環境係	○-有	○-条例	中野市自然保護条例	関係法令:自然保護条例 自然休養地において、次のいずれかの開発行為を行う場合は許可が必要。 ・300㎡以上の土地の形質を変更する場合 ・1,000㎡以上の木竹を伐採する場合 ・延べ面積50㎡超、または高さ9m超の建築物その他の工作物を建築、用途変更する場合	○						◎許可制	×-不要	○-要	×-不要
	飯山市	まちづくり課まち並整備係	○-有	○-条例	飯山市景観条例施行規則	関係法令:飯山市景観条例 電気供給施設、通信等施設の新設・増設・改築又は移転について、高さ8メートル又は築造面積20平方メートルを超える場合。	○	○					○届出制	○-要	○-要	×-不要
		まちづくり課まち並整備係	○-有	☆-ガイドライン	飯山市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	土地に自立して設置する太陽光発電施設のうち、太陽光モジュール面積が300㎡以上の場合、隣接土地・家屋の所有者・居住者や区長等への説明化を実施した上で、要望、意見等に適切に対応するよう規制している。						○	○届出制	○-要	○-要	×-不要
	山ノ内町	建設水道課計画監理係	○-有	○-条例	山ノ内町景観条例施行規則	関係法令:山ノ内町景観条例 条例第2条第4号アからカ及びシに掲げる工作物の建設等に該当し、当該行為に係る部分の高さが5メートルを超える場合届出が必要とする行為として取り扱う	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	木島平村	建設課農村整備係	○-有	○-条例	木島平村自然保護条例	太陽光等自然エネルギー発電施設の設置・改修・増設は、高さ5メートル又は面積500平方メートルを超える場合、自然保護審議会の意見を聞き、村長が基準に基づき開発行為の許可を行う。	○	○					◎許可制	×-不要	○-要	×-不要
	野沢温泉村	観光産業課 商工観光係	○-有	○-条例	野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例	関係法令:野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例 建築物、工作物、広告物の建設等・土地の変更・その他景観に影響を及ぼす行為に対し届け出を求め、街づくり推進委員会において指導助言を行う。	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	栄村	商工観光課	○-有	○-条例	栄村自然環境保護条例	関係法令:自然保護条例 工作物の建設等で高さ16m以上又は延面積500㎡以上、1.0ha以上の立木伐採の場合届出	○	○					○届出制	○-要	○-要	×-不要

○県内市町村において太陽光発電施設を設置する場合に対象となる条例等を掲載しています(H30.4末時点)。

なお、本表は県独自に取りまとめたものであり、開発にあたっての参考として掲載しています。また、本表に記載されていない市町村の規制等がある場合もありますので、詳細については該当市町村にお問い合わせください。

○本表における「許可制」、「届出制」、「届出不要」の基準

・「許可制」

条例等で基準を設け、その基準に適合しない場合には事業者に対し是正を求め、是正されない場合には事業者に対して不利益となる可能性のある行為(※)を行うことが予定されているもの。

※不利益となる可能性のある行為は、罰則、公表等の事業者の不利益となる可能性のあるものであり、勧告は含まれない。

・「届出制」

事業者に対し、市町村がその事業内容を把握することが可能となる手続を求めているもの。

・「届出不要」

事業者に対し、市町村がその事業内容を把握することが可能ではない手続を求めているもの。(例:事業者に対して近隣住民への説明のみを求めている場合。)

条 例				要綱・ガイドライン等	
許可制		届出制		-	
長野市	中野市	長野市	松本市	長野市	松本市
茅野市	佐久市	上田市	飯田市	上田市	岡谷市
安曇野市	佐久穂町	諏訪市	小諸市	飯田市	諏訪市
御代田町	原村	伊那市	駒ヶ根市	須崎市	小諸市
富士見町	箕輪町	飯山市	茅野市	伊那市	駒ヶ根市
飯島町	売木村	千曲市	東御市	大町市	飯山市
根羽村	池田町	小海町	南牧村	茅野市	塩尻市
麻績村	白馬村	軽井沢町	立科町	佐久市	千曲市
松川村	木島平村	長和町	下諏訪町	青木村	富士見町
高山村	飯綱町	中川村	高森町	原村	辰野町
		阿智村	下條村	箕輪町	南箕輪村
		南木曾町	本祖村	中川村	宮田村
		豊丘村	大鹿村	松川町	高森町
		木曾町	大桑村	阿智村	信濃町
		松川町	坂城町	小川村	
		小布施町	山ノ内町		
		野沢温泉村	栄村		
20		34		29	
83					

取組のある市町村	62
※H29.4末時点(前回調査)では56市町村	

着色市町村は複数カウント、下線は前回調査から新たに記載した市町村(延べ数)